

平成30年 第12回

戸田市教育委員会定例会

平成30年11月15日（木）午前9時30分

戸田市役所3階教育委員室

戸田市教育委員会

第12回教育委員会（定例会）次第

1 開会

2 前回の会議録の承認

3 教育委員提案について 別添 資料No.1のとおり

4 報告事項 別添 資料No.2のとおり

5 議事

ページ

(1) 議案

議案第23号 戸田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則（案）について…当日配付

議案第24号 戸田市立学校給食センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について…………… 1

議案第25号 戸田市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則及び戸田市立学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則（案）について…………… 6

6 その他

(1) 次回の教育委員会の日程（案）

平成30年12月13日（木）午後4時～

(2) その他

7 閉会

戸田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則（案）

戸田市立図書館条例施行規則（平成 30 年教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の表中「(分館、分室及び配本所を除く。)」を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、分館、分室及び配本所においては、団体等への貸出しは行わないものとする。ただし、館長が許可した場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の戸田市立図書館条例施行規則第 10 条の規定は、平成 30 年 7 月 1 日から適用する。

戸田市立図書館条例施行規則新旧対照表

改正前				改正後（案）			
第1条～第9条（略） （貸出数量及び貸出期間） 第10条 同時に館外利用できる図書館資料の貸出数量及び貸出期間は、次のとおりとする。ただし、館長が許可した場合は、この限りでない。				第1条～第9条（略） （貸出数量及び貸出期間） 第10条 同時に館外利用できる図書館資料の貸出数量及び貸出期間は、次のとおりとする。ただし、館長が許可した場合は、この限りでない。			
区分	図書館資料	貸出数量	貸出期間	区分	図書館資料	貸出数量	貸出期間
個人	図書資料及び視聴覚資料	10点以内	15日以内	個人	図書資料及び視聴覚資料	10点以内	15日以内
団体等（分館、分室及び配本所を除く。）	図書資料	100冊（このうち大型絵本は2冊）以内	3月以内	団体等	図書資料	100冊（このうち大型絵本は2冊）以内	3月以内
	大型絵本		15日以内		大型絵本		15日以内
	視聴覚資料	10点以内	15日以内		視聴覚資料	10点以内	15日以内
第11条～第34条（略） 附則（略） 様式（略）				2 <u>前項の規定にかかわらず、分館、分室及び配本所においては、団体等への貸出しは行わないものとする。ただし、館長が許可した場合は、この限りでない。</u> 第11条～第34条（略） 附則（略） <u>附則</u> <u>この規則は、公布の日から施行し、改正後の戸田市立図書館条例施行規則第10条の規定は、平成30年7月1日から適用する。</u> 様式（略）			

戸田市立学校給食センター設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)
戸田市立学校給食センター設置及び管理条例(昭和45年条例第16号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

戸田市立学校給食センター条例

第1条の見出しを「(設置)」に改め、同条中「本市は、学校給食法」を「学校給食法」に、「関して、経済的負担の軽減及び管理運営の合理化を図ることを目的として」を「関し、調理及び運搬の業務を一括処理する施設として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき」に改める。

第2条中「給食センター」の次に「の位置」を加え、「に置く」を「とする」に改める。

第4条から第7条までを次のように改める。

(業務)

第4条 給食センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学校給食の計画、栄養管理、調理及び配送に関する業務
- (2) 学校給食賄材料の購入及び検収に関する業務
- (3) 学校給食実施校(給食センターの学校給食を受ける学校をいう。)との連絡調整に関する業務
- (4) その他教育委員会が必要と認めた業務

(職員)

第5条 給食センターに必要な職員を置く。

(学校給食の対象者)

第6条 学校給食を受けられる者は、市立の小・中学校に在籍する児童及び生徒(以下「児童生徒」という。)並びに市立の小・中学校又は給食センターに勤務する職員(以下「小・中学校等職員」という。)とする。

(学校給食費の負担)

第7条 学校給食費は、児童生徒の保護者及び小・中学校等職員の負担とする。

第8条の見出しを「(戸田市立学校給食センター運営委員会)」に改め、同条中「戸田市立学校給食センター運営委員会」の次に「(以下「委員会」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

2 委員会の委員(以下「委員」という。)の定数は、12名とし、市立の小・

中学校に属する職員、児童生徒の保護者及び学校給食に関する識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に定めるもののほか委員会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第9条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

戸田市立学校給食センター設置及び管理条例新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p style="text-align: center;"><u>戸田市立学校給食センター設置及び管理条例</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(目的及び設置)</u></p> <p>第1条 <u>本市は、学校給食法（昭和29年法律第160号）に基づく学校給食の実施に関して、経済的負担の軽減及び管理運営の合理化を図ることを目的として、戸田市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(位置)</u></p> <p>第2条 <u>給食センターは、戸田市新曽南4丁目3番45号に置く。</u></p> <p>第3条 （略）</p> <p style="text-align: center;"><u>(給食の対象者)</u></p> <p>第4条 <u>給食を受けるものは、市立の小中学校に在学する児童、生徒（以下「児童、生徒」という。）及びこれらの機関に属する職員、給食センターに勤務する職員（以下「職員」という。）とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経費の負担)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>戸田市立学校給食センター条例</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(設置)</u></p> <p>第1条 <u>学校給食法（昭和29年法律第160号）に基づく学校給食の実施に関し、調理及び運搬の業務を一括処理する施設として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、戸田市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(位置)</u></p> <p>第2条 <u>給食センターの位置は、戸田市新曽南4丁目3番45号とする。</u></p> <p>第3条 （略）</p> <p style="text-align: center;"><u>(業務)</u></p> <p>第4条 <u>給食センターは、次に掲げる業務を行う。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>(1) 学校給食の計画、栄養管理、調理及び配送に関する業務</u> <u>(2) 学校給食賄材料の購入及び検収に関する業務</u> <u>(3) 学校給食実施校（給食センターの学校給食を受ける学校をいう。）との連絡調整に関する業務</u> <u>(4) その他教育委員会が必要と認めた業務</u> <p style="text-align: center;"><u>(職員)</u></p>

改正前	改正後(案)
<p>第5条 給食費は、前条に規定する児童、生徒の保護者並びに職員の負担とする。</p> <p><u>(業務)</u></p> <p>第6条 給食センターは、次に掲げる業務を行なう。</p> <p>(1) <u>学校給食の調理及び運搬</u></p> <p>(2) <u>その他教育委員会が必要と認めた業務</u></p> <p><u>(職員)</u></p> <p>第7条 <u>給食センターに必要な職員を置く。</u></p> <p><u>(運営委員会)</u></p> <p>第8条 給食センターの運営に関する事項を審議するため、戸田市立学校給食センター運営委員会を置く。</p>	<p>第5条 <u>給食センターに必要な職員を置く。</u></p> <p><u>(学校給食の対象者)</u></p> <p>第6条 <u>学校給食を受けられる者は、市立の小・中学校に在籍する児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）並びに市立の小・中学校又は給食センターに勤務する職員（以下「小・中学校等職員」という。）とする。</u></p> <p><u>(学校給食費の負担)</u></p> <p>第7条 <u>学校給食費は、児童生徒の保護者及び小・中学校等職員の負担とする。</u></p> <p><u>(戸田市立学校給食センター運営委員会)</u></p> <p>第8条 給食センターの運営に関する事項を審議するため、戸田市立学校給食センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p><u>2 委員会の委員（以下「委員」という。）の定数は、12名とし、市立の小・中学校に属する職員、児童生徒の保護者及び学校給食に関する識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。</u></p> <p><u>3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>4 前3項に定めるもののほか委員会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</u></p>

改正前	改正後(案)
<p>(委任)</p> <p>第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>(委任)</p> <p>第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>

議案第25号

戸田市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則及び戸田市立学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則（案）

（戸田市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則の一部改正）

第1条 戸田市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則（昭和45年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

戸田市立学校給食センター条例施行規則

第1条中「戸田市立学校給食センター設置及び管理条例」を「戸田市立学校給食センター条例」に改める。

第2条の見出しを「（学校給食の実施回数）」に改め、同条中「給食センターの行う給食」を「学校給食」に改め、「通じて」の次に「授業日（学校における休業日以外の日をいう。以下同じ。）のうち」を加え、「授業日の昼食に」を「昼食において」に改める。

第3条の見出しを「（学校給食費）」に改め、同条第1項中「給食費」を「学校給食費（以下「給食費」という。）」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 児童 月額4,000円
- (2) 生徒 月額4,600円
- (3) 市立の小学校に勤務する職員 月額4,500円
- (4) 市立の中学校又は給食センターに勤務する職員 月額4,600円

第3条第2項中「及び」を「又は」に改める。

第4条を次のように改める。

（給食費の納入）

第4条 学校給食実施校（単独校調理場の学校を含む。）及び給食センター（以下「教育機関」という。）の長は、給食費を取りまとめ、翌月20日までに納入しなければならない。

第5条の見出し中「日割り計算」を「日割計算」に改め、同条中「1」を「いずれか」に改め、同条第1号中「生徒等の死亡、転出又は」を「生徒等が、死亡し、転出し、又は」に改め、同条第2号中「給食」を「学校給食」に、「日」を「授業日」に改め、「（土曜日は、原則として日数に含めない。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する日割の日額は、第3条に規定された額に11を乗じ18

0で除した額（円未満切捨て）とする。

第6条から第9条までを削る。

第10条の見出しを「（帳票）」に改め、同条中「給食」を「学校給食」に、「その他文書は次のとおりとする」を「その他の文書は、別に定める」に改め、給食センターの項及び給食実施校の項を削り、同条を第6条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

第11条を削る。

様式を削る。

（戸田市立学校給食センター運営委員会規則の一部を改正）

第2条 戸田市立学校給食センター運営委員会規則（昭和45年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「戸田市立学校給食センター設置及び管理条例」を「戸田市立学校給食センター条例」に改め、「条例第16号」の次に「。以下「条例」という。」を加え、「定めることを目的」を「定めるもの」に改める。

第2条中「教育委員会の諮問に応じ、次の各号に掲げる」を「給食センターの運営に関する重要な」に改め、同条各号を削る。

第3条を次のように改める。

（組織）

第3条 条例第8条第2項に規定する委員は、学校給食実施校のうち次に掲げる者（第4号から第6号までを除く。）をもって組織する。

- (1) 小・中学校の校長の代表 3名
- (2) 小・中学校の給食主任の代表 3名
- (3) 小・中学校のPTA会長の代表 3名
- (4) 学校医 1名
- (5) 学校歯科医 1名
- (6) 学校薬剤師 1名

第4条を削る。

第5条第3項中「会長事故」を「、会長に事故」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「会議」の次に「（以下「会議」という。）」を加え、同条を第5条とする。

第7条中「過半数以上」を「半数以上」に改め、同条を第6条とする。

第8条第1項中「あたる」を「当たる」に改め、同条第2項中「可否同数」を「、可否同数」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「議事」を「、議事」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「教育委員会学校給食課」を「教育委員会事務局学校給食課」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「、委員会」を「委員会」に、「つど」を「都度」に改め、同条を第10条とする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

戸田市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則（第1条関係）新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p style="text-align: center;"><u>戸田市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>戸田市立学校給食センター設置及び管理条例</u>（昭和45年条例第16号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(給食実施回数)</u></p> <p>第2条 <u>給食センターの行う給食</u>は、年間を通じて180日以上の<u>授業日の昼食</u>に実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(給食費)</u></p> <p>第3条 <u>給食費</u>の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>児童及び小学校に勤務する職員</u> 月額 3,700円</p> <p>(2) <u>生徒及び中学校に勤務する職員</u> 月額 4,300円</p> <p>(3) <u>給食センターに勤務する職員</u> 月額 4,300円</p> <p>2 前項に定めるもののほか、アレルギーにより牛乳を飲めない</p>	<p style="text-align: center;"><u>戸田市立学校給食センター条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>戸田市立学校給食センター条例</u>（昭和45年条例第16号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(学校給食の実施回数)</u></p> <p>第2条 <u>学校給食</u>は、年間を通じて<u>授業日</u>（<u>学校における休業日以外の日をいう。以下同じ。</u>）のうち180日以上の<u>昼食</u>において実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(学校給食費)</u></p> <p>第3条 <u>学校給食費</u>（以下「給食費」という。）の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>児童</u> 月額4,000円</p> <p>(2) <u>生徒</u> 月額4,600円</p> <p>(3) <u>市立の小学校に勤務する職員</u> 月額4,500円</p> <p>(4) <u>市立の中学校又は給食センターに勤務する職員</u> 月額4,600円</p> <p>2 前項に定めるもののほか、アレルギーにより牛乳を飲めない</p>

改正前	改正後(案)
<p>児童及び生徒の給食費の額については、別に定める。</p> <p><u>(給食費の納入)</u></p> <p>第4条 <u>給食費は、当該教育機関の長がとりまとめ、毎月20日までに納入しなければならない。</u></p> <p><u>(給食費の日割り計算)</u></p> <p>第5条 給食費は、次の各号の<u>1</u>に該当するときは、日割りで算定する。</p> <p>(1) 児童、<u>生徒等の死亡、転出又は転入したとき。</u></p> <p>(2) 病気又は事故その他の事由で<u>給食を受けない日</u>が引き続き5日を超えたとき<u>(土曜日は、原則として日数に含めない。)</u>。</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(基準額)</u></p> <p>第6条 <u>給食費の基準額は、第3条に規定された月額に11を乗じ180で除した額(円未満以下切捨て)とする。</u></p> <p><u>(職員)</u></p> <p>第7条 <u>給食センターに主幹その他必要な職員を置く。</u></p> <p><u>2 給食センターに副主幹、主査、主任その他必要な職員を置くことができる。</u></p>	<p>児童又は生徒の給食費の額については、別に定める。</p> <p><u>(給食費の納入)</u></p> <p>第4条 <u>学校給食実施校(単独校調理場の学校を含む。)及び給食センター(以下「教育機関」という。)の長は、給食費を取りまとめ、翌月20日までに納入しなければならない。</u></p> <p><u>(給食費の日割り計算)</u></p> <p>第5条 給食費は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当するときは、日割りで算定する。</p> <p>(1) 児童、<u>生徒等が、死亡し、転出し、又は転入したとき。</u></p> <p>(2) 病気又は事故その他の事由で<u>学校給食を受けない授業日</u>が引き続き5日を超えたとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>2 前項に規定する日割の日額は、第3条に規定された額に11を乗じ180で除した額(円未満切捨て)とする。</u></p>

改正前	改正後(案)
<p><u>(職務)</u></p> <p>第8条 <u>主幹、副主幹、主査及び主任の基本的な職務は、それぞれ戸田市行政組織規則（平成17年規則第7号）第13条から第16条までの規定を準用する。</u></p> <p><u>(事業)</u></p> <p>第9条 <u>給食センターは、次の各号に掲げる事業を行う。</u></p> <p>(1) <u>学校給食の計画、栄養管理、調理及び配送に関すること。</u></p> <p>(2) <u>給食用賄材料の購入及び検収に関すること。</u></p> <p>(3) <u>給食実施校との連絡調整に関すること。</u></p> <p>(4) <u>戸田市立学校給食センター運営委員会に関すること。</u></p> <p><u>(帳簿)</u></p> <p>第10条 <u>給食に関し、教育機関において使用する帳票<u>その他文書は次のとおりとする。</u></u></p> <p><u>給食センター</u></p> <p>(1) <u>給食実施献立表 第1号様式</u></p> <p>(2) <u>給食材料購入台帳 第2号様式</u></p> <p>(3) <u>給食材料受払簿 第3号様式</u></p> <p><u>給食実施校</u></p> <p>(1) <u>給食予定表 第4号様式</u></p> <p>(2) <u>給食費集金台帳 第5号様式</u></p> <p>(3) <u>給食費調定表 第6号様式</u></p>	<p><u>(帳票)</u></p> <p>第6条 <u>学校給食に関し、教育機関において使用する帳票<u>その他の文書は、別に定める。</u></u></p>

改正前	改正後(案)
<p>(4) <u>給食人員変更届 第7号様式</u> <u>(準用)</u></p> <p><u>第11条 この規則で定めるもののほか、主幹の専決、文書の処理、物品の取り扱い等については、戸田市の例規を準用する。</u></p> <p>附 則 (略)</p> <p>様式 (略)</p>	<p><u>(その他)</u></p> <p><u>第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>附 則 (略)</p>

戸田市立学校給食センター運営委員会規則（第2条関係）新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p><u>（目的）</u></p> <p>第1条 この規則は、<u>戸田市立学校給食センター設置及び管理条例</u>（昭和45年条例第16号）第8条の規定に基づき、戸田市立学校給食センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（審議事項）</p> <p>第2条 委員会は、<u>教育委員会の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。</u></p> <p>(1) <u>年間事業計画に関すること</u></p> <p>(2) <u>学校給食費に関すること</u></p> <p>(3) <u>その他給食センター及び単独校給食の運営に関する必要な事項</u></p> <p><u>（委員の定数）</u></p> <p>第3条 <u>委員会の委員の定数は、12名とし、次のとおり教育委員会が委嘱する。</u></p> <p>(1) <u>小、中学校長代表 3名</u></p> <p>(2) <u>小、中学校給食主任代表 3名</u></p> <p>(3) <u>小、中学校PTA会長代表 3名</u></p>	<p><u>（趣旨）</u></p> <p>第1条 この規則は、<u>戸田市立学校給食センター条例</u>（昭和45年条例第16号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、戸田市立学校給食センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（審議事項）</p> <p>第2条 委員会は、<u>給食センターの運営に関する重要な事項について審議するものとする。</u></p> <p><u>（組織）</u></p> <p>第3条 <u>条例第8条第2項に規定する委員は、学校給食実施校のうち次に掲げる者（第4号から第6号までを除く。）をもって組織する。</u></p> <p>(1) <u>小・中学校の校長の代表 3名</u></p> <p>(2) <u>小・中学校の給食主任の代表 3名</u></p> <p>(3) <u>小・中学校のPTA会長の代表 3名</u></p>

改正前	改正後(案)
<p>(4) <u>学校医及び学校薬剤師代表 3名</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p><u>第4条 委員会の委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。</u></p> <p><u>2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(会長及び副会長)</p> <p><u>第5条 (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し<u>会長事故</u>あるときは、その職務を代理する。</p> <p>(招集)</p> <p><u>第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。</u></p> <p>(定足数)</p> <p><u>第7条 委員会は、委員定数の過半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。</u></p> <p>(議事)</p> <p><u>第8条 会議の議長は、会長がこれにあたる。</u></p> <p>2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し<u>可否同数</u>のときは、</p>	<p>(4) <u>学校医 1名</u></p> <p>(5) <u>学校歯科医 1名</u></p> <p>(6) <u>学校薬剤師 1名</u></p> <p>(会長及び副会長)</p> <p><u>第4条 (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、<u>会長に事故</u>あるときは、その職務を代理する。</p> <p>(招集)</p> <p><u>第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集する。</u></p> <p>(定足数)</p> <p><u>第6条 委員会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。</u></p> <p>(議事)</p> <p><u>第7条 会議の議長は、会長がこれに当たる。</u></p> <p>2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、<u>可否同数</u>のときは、</p>

改正前	改正後(案)
<p>議長の決するところによる。</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第9条</u> 会長は、議事録を作成し<u>議事</u>の経過その他必要事項を記載しなければならない。</p> <p>(庶務)</p> <p><u>第10条</u> 委員会の庶務は、<u>教育委員会学校給食課</u>において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第11条</u> この規則に定めるもののほか、<u>委員会</u>の運営に関し必要な事項は、その<u>つど</u>会長が定める。</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>議長の決するところによる。</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第8条</u> 会長は、議事録を作成し、<u>議事</u>の経過その他必要事項を記載しなければならない。</p> <p>(庶務)</p> <p><u>第9条</u> 委員会の庶務は、<u>教育委員会事務局学校給食課</u>において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第10条</u> この規則に定めるもののほか<u>委員会</u>の運営に関し必要な事項は、その<u>都度</u>会長が定める。</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>

教育委員提案について

平成30年第12回教育委員会(定例会)

平成30年11月15日(木)

戸田市役所3階 教育委員室

1 教育委員提案について

ページ

- ① 特別支援教育の充実について（土肥委員） 1
（教育政策室）
- ② リーディングスキルテストの取組について（鈴木委員） 18
（教育政策室）



平成30年度 戸田市の特別支援教育

障害のある人もない人も共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築

施策の方向：第3次戸田市教育振興計画

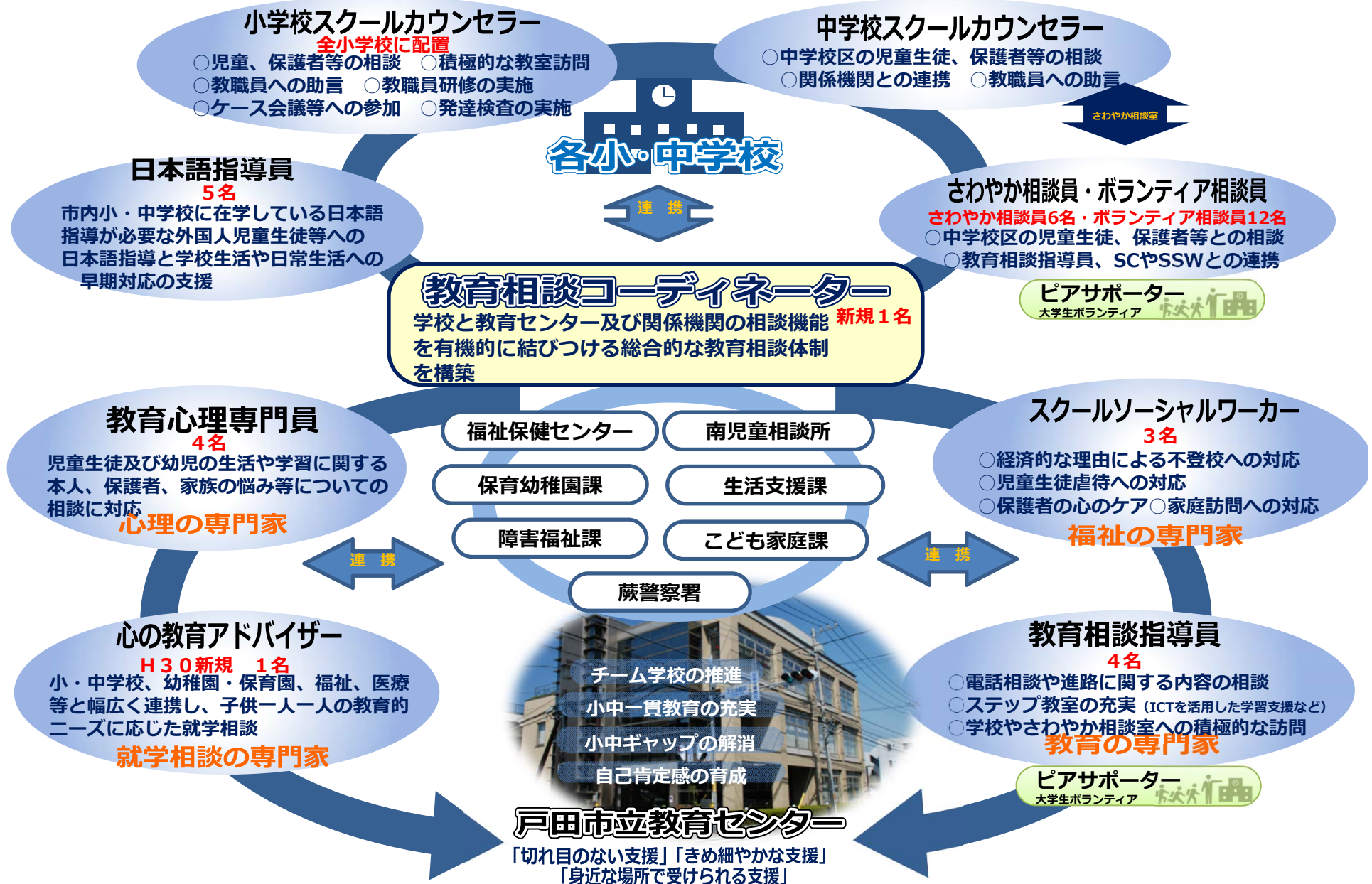
2 よりよい環境を整備する 8 特別支援教育の充実

- 就学・教育相談体制の充実
- 全小・中学校にスクールカウンセラー配置
- 早期就学相談の実施・・・心の教育アドバイザーの新規任用、幼保連携
- 産学連携による共同研究・・・(株)LITALICO、筑波大学、畿央大学、
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所等
- 発達障害専門医による医療相談の実施
- 特別支援用iPadを2人に1台導入・・・学研MIMや学研WAVESなどの
アプリの利用が可能

特別支援学級、通級指導教室設置状況

特別支援学級	小学校	中学校
	7校（12校中）	4校（6校中）
通級指導教室 (小学校に設置)	発達・情緒	難聴・言語
	2校（3学級）	2校（5学級）

就学・教育相談体制の充実



教員の専門性向上のための研修システムの充実

課題：教員の専門性の向上

- ・ 特別支援学級や通級指導教室担当教員の専門性及び経験不足
- ・ 個別の指導計画策定義務化に伴う、教員の専門性の不足と負担感の増大
- ・ ユニバーサルデザインに基づく学級づくりなど、通常学級の担任における多様なニーズへの対応



施策の方向：多様な研修を通し、教員の専門性向上を図る

- 幼保小中連携特別支援教育夏季合同研修
- 特別支援教育コーディネーター研修
- 初任者研修
- 臨時的任用教員研修
- 特別支援教育アドバイザー（H30新規事業）による発達・情緒通級指導教室、特別支援学級への訪問指導
- 特別支援教育推進専門員による学校訪問指導
- 民間事業者の専門性を活用した学校訪問指導
- 民間事業者の専門性を活用したペアレントトレーニングファシリテーター養成研修会

幼保小中連携特別支援教育夏季合同研修会の様子

株式会社LITALICO研究所所長で執行役員の野口晃菜様をはじめ4名の方を講師にお迎えし、多様なニーズのある子供たちへの集団における支援と個別的な支援について、具体的な例を踏まえながら講義していただいた。

市内小・中学校教員だけではなく、保育園・幼稚園の先生、市の職員等、70名近くが集まった。

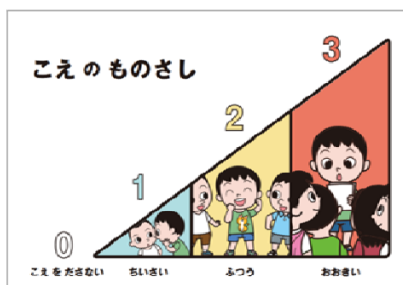
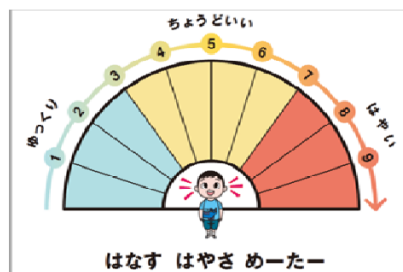


参加者の感想

- ・ **ポジティブな声かけ**が大切なのだと感じた。
- ・ 環境と個の関係性の中で困難が生じること、困難を軽減するには**ユニバーサルデザインの視点での環境作り**が必要だと思った。クラスで生かせる内容が多かったなので、早速取り組みたい。

集団でできる工夫

学級づくりの工夫 ルールの明確化



暗黙のルールの見える化



忘れた時に参照できるもの



産学連携の充実

課題：科学的・専門的な知見に基づいた特別支援教育の推進



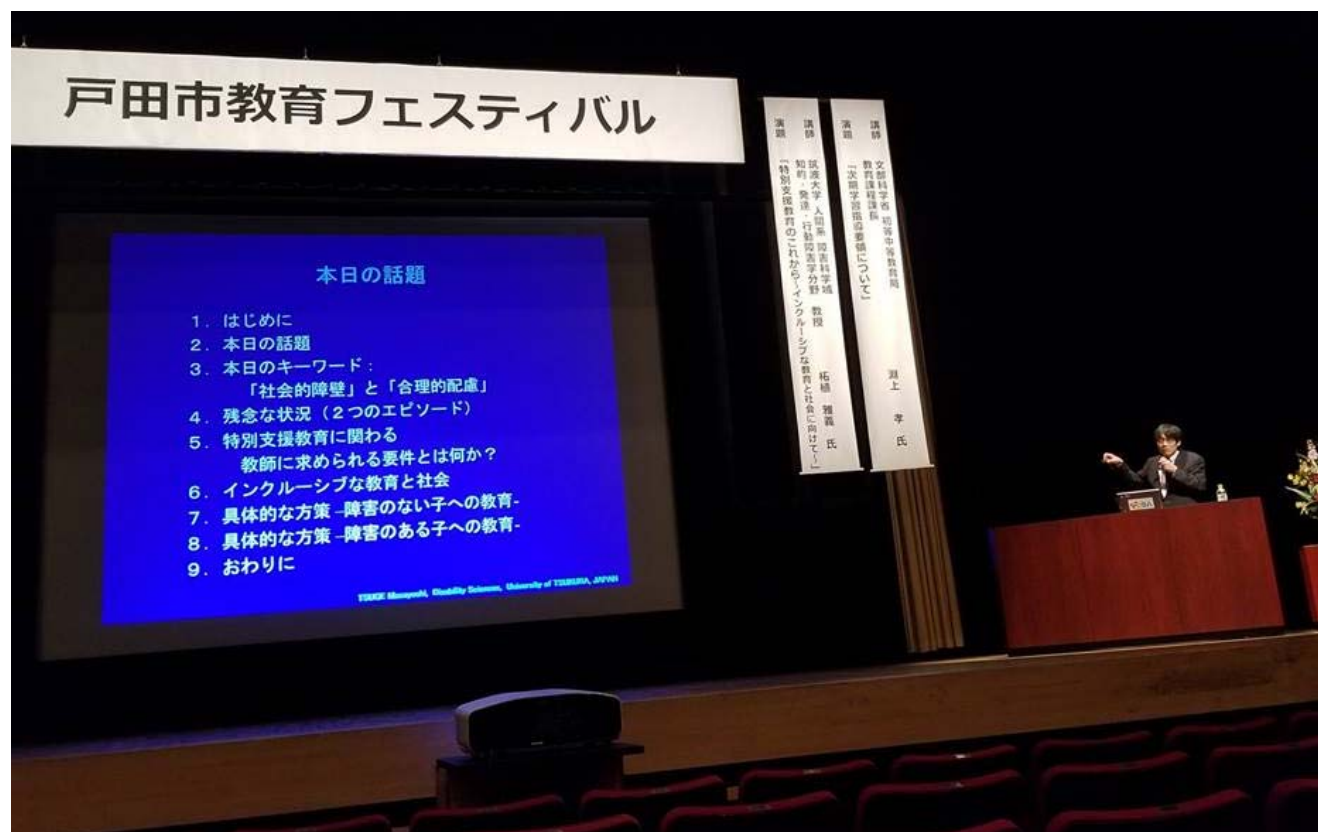
施策の方向：産学連携を図り、科学的・専門的な知見を取り入れる

- (株) LITALICO
 - ・ 教員研修、学校訪問における通級指導担当教員への指導
 - ・ 保育所等訪問支援の導入
 - ・ ユニバーサルデザインに基づく学級経営、授業実践の共同研究
 - ・ペアレントトレーニングの学校導入の共同研究
 - ・ 個別の指導計画策定システム導入の共同研究
- 獨協医科大学
 - ・ 発達障害専門医による医療相談
- 筑波大学
 - ・ 通常の学級における特別支援教育の視点からみる環境因子と学級雰囲気との関連の研究協力
- 東京大学、東京学芸大学
 - ・ 難聴言語通級指導教室入級指導委員診断委員への指導
- 国立特別支援教育総合研究所
 - ・ 多層指導モデルmimの導入

筑波大学 柘植 雅義教授による講演

戸田市教育フェスティバルにて、筑波大学人間系 障害科学域 知的・発達・行動障害学分野 柘植 雅義教授より「特別支援教育のこれから～インクルーシブな教育と社会に向けて～」について講演いただいた。

特別支援教育とは何か、障害とは何か、といった根本的な問いについて考えることの大切さや、インクルーシブな教育や社会の実現のためには障害のある子供の教育のみではなく、周りの子供や大人の教育が必要であることについて詳細に説明いただいた。




筑波大学との研究協力

通常の学級における特別支援教育の視点からみる環境因子と学級雰囲気との関連を検討し、発達障害のある児童が適応しやすい学級雰囲気のための条件を明らかにするための研究協力を進めている。

研究成果は筑波大学 柘植 雅義教授より、校長研修会で講義をいただく。

お話を読んで、あなたの気持ちを教えてください。



あなたは、今日の2週間、そうじの時間に同じクラスのAさんと2人ペアで、いっしょにほうき当番をすることになりました。

そうじの時間になっても、ずっと乗り物の本を読んでいるAさん。みんながAさんに、「そうじの時間よ」と教えても、そうじを始めないので、あなたが、かたをトントンとやさしくたいて教えてあげました。

すると、Aさんがびっくりして、とつぜんバケツをけとばしたので、教室は水びだしになってしまいました。

水びだしになってしまった教室を見て、Aさんはびっくりして泣き出してしまいました。

4. あなたは、Aさんといっしょのそうじ当番になったことを、どう思いますか？

自分の気持ちに一番近い数字に○をつけてください。

	ぜんぜんそう思わない	あまり思わない	少し思わない	よく思わない
1 Aさんがパニックになっている理由を、自分は分かっていると思う。	1	2	3	4
2 Aさんが教室で泣いたり、あばれたりすることは困ったことだと思う。	1	2	3	4
3 Aさんといっしょの当番になると、自分の仕事があふえてしまうと思う。	1	2	3	4
4 どうやったらAさんが落ちつか、自分は分かっていると思う。	1	2	3	4
5 Aさんといっしょの当番になって、大変だと思う。	1	2	3	4
6 どうやったら、Aさんといっしょにそうじができるようになるか、自分は分かっていると思う。	1	2	3	4
7 Aさんがそうじをしないと、自分もいっしょにしかられると思う。	1	2	3	4
8 Aさんといっしょの当番として、どうにかやっていけると思う。	1	2	3	4

多層指導モデルMIM活用研修会の様子

「MIM」は、通常学級で異なる学力層の子供のニーズに対応して指導や支援を行いながら、子供たちの読みやすさを育むことをめざして開発されたものである。

MIMの開発者で独立行政法人国立特別支援教育総合研究所主任研究員の海津 亜希子 先生を講師としてお招きし、MIMを開発した背景やMIMで大切にしている理念、具体的な子供への支援方法やアセスメントの仕方を講義いただいた。

れんしゆう

① えに あう ことばを みつけよう

せんせいが「よい」といって、ひらいては いけません。

なまえ

が	つ
ね	ん
く	み
に	ち
ば	ん

めざせ よみめいじん

ましがえたとき

かき	きか	かき	わい	ねい	ねい
----	----	----	----	----	----

促音のルール① 音の視覚化

どう ちがうかな?

おとが きえる

つまる おと



子どもを中心とした支援のための 官民連携によるインクルーシブ教育推進プロジェクト

研究1

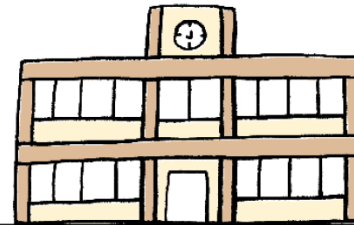
訪問支援による個別的支援
ユニバーサルデザインの視点を
取り入れた授業づくり・学級運営

研究3

LITALICOにおける
個別支援計画作成システム学校版
の開発・導入



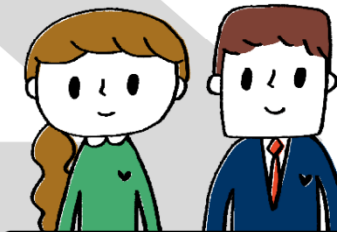
発達支援事業所 運営企業



学校

研究2

教師による
ペアレントトレーニング
実施の効果検証



家庭

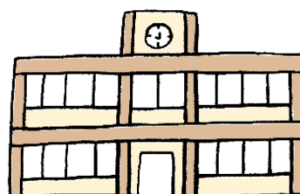
「要支援児童含む学級全児童」にとってのより良い支援



個別支援
ユニバーサルな支援



支援が必要な場面の実態把握
(児童の行動記録)



(月2回～の訪問支援)
計画策定・分析結果報告
観察・相談・教材提供
(保護者とのコミュニケーション)

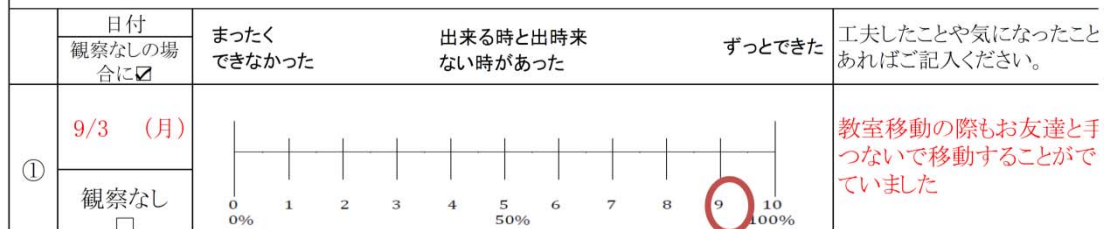


先生・訪問支援員にて
計画作成・見直し

訪問支援の様子



Aさんは、どのくらいお友達と適切に関わることができていましたか？



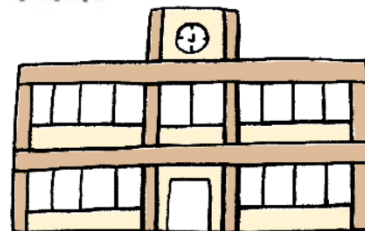
協同研究
2

教師による特別な支援を要する児童の保護者向けの
ペアレントトレーニングの効果に関する研究

保護者のストレス改善・学校への信頼度増
子どもの行動の変化
教師の保護者支援の効力感増加



LITALICO
ペアレントトレーニング
短縮版 (3回)



教師へ
ファシリテーター研修
(2018年8月～10月)



教師が保護者へ
ペアレントトレーニング実施
(2018年11月～)

LITALICO パARENTトレーニング (90分×3回)



ほめ上手になろう



整え上手になろう



伝え上手になろう

▼戸田市 パートレファシリテーター研修／スキルチェックリスト

引き出すスキル	100 %	安心して自己開示できる場をつくらることができる 発言を引き出し、参加者同士の学びに活かすことができる	参加しやすい雰囲気作りができる(アイスブレイク・雑談・自己紹介)	強み
	基礎点 12		- 参加者の発言やワークの内容を必ずエンパワメントすることができる	ステップアップポイント
	加点 0		- 参加者の発言やワークの内容を具体的なポイントにつなげることができる	
伝えるスキル	100 %	内容をわかりやすく伝えることができる 自発的に取り組めるように伝えることができる	伝わりやすいテンポ・声の音量で話すことができている	強み
	基礎点 12		参加者から反応を引き出すことができる	ステップアップポイント
	加点 0		- 参加者から具体例やエピソードを引き出すことができる(話を振る)	
マネジメント	100 %	ひとりひとりの満足度や学びの機会を担保する事ができる	適切な環境設定(テキストや受講環境の準備)ができる	強み
	基礎点 12		参加者に応じて席順・あてる人を決めることができる	ステップアップポイント
	加点 0		参加者のワークの記述にヒントを出すことができる	
			時間管理ができている	

ファシリテーター研修の様子



参加保護者の感想

- ・他の保護者の考えが聞いて勉強になった。
- ・具体的な例を見ることができて良かった。家に帰ってやってみようと思った。
- ・参加していない父親にも話をして家族で取り組みたい。

個別の指導計画の質の向上・教師の計画作成の負担感の減少

ステップ1：実態把握調査

通級・支援学級における個別の指導計画・教育支援計画の作成状況に関する調査研究

ステップ2：各種職種の先生方へヒアリング

どのようなシステムがあったら良いか、既存のLITALICOのシステムにどのような改変が必要か

ステップ3：ステップ1と2を活用し要件定義

データベースやアルゴリズムを決定

ステップ4：開発しモデル導入

システムの学校版プロトタイプを開発し、モデル学校にて導入

ステップ5：すべての学校に導入し効果検証

質や負担感の変化を効果として検証



RST（リーディングスキル・テスト）の 取組について

戸田市 P E E Rカリキュラムの開発

グローバル化や情報化が進む変化が激しい未来社会の中で生き抜いていく力をとだっ子に身に付けさせるため、単なる知識の詰め込みではなく、産官学民との連携により、問題解決能力や思考力、コミュニケーション能力等の「21世紀型スキル」「汎用的スキル」「非認知スキル」を小中一貫した教育プログラムによって育成します。

PEERとは「仲間」や「見つめる」ことを意味し、小・中学校がそれぞれに教育活動を行うのではなく、小・中学校9年間の学びと育ちの連続性を重視する観点から、お互いを「仲間」として「見つめ合う」ことが肝要との思いを込めています。

P rogramming (プログラミング教育)

平成32年度から小学校に導入されるプログラミング教育にベネッセ、インテル、Google、Microsoft等の企業と連携し、全国に先駆けて取り組んでいます。低学年からでも体感的に学べるロボットを活用し、高学年では本格的なコード入力によるプログラミングも通じて、「プログラミング的思考」と呼ばれる論理的に考える力を育みます。



E nglish (英語教育)

特区認可を受けて小学校1年生から英語教育を展開しています。全小・中学校には外国語指導助手(ALT)が常駐し、日常的な異文化コミュニケーションの機会にも恵まれています。また、青山学院大学と連携して教員の英語指導力向上にも努め、「小中9年間の英語学習の総まとめ」として英検の資格取得を推進(費用の全額助成、土曜日の特別対策講座)しています。



E conomic Education (経済教育)

難解な経済学や経営学とは異なって、「社会の仕組み」や「経済の働き」について身近な題材を通して体験的に学び、よりよい生き方について考えるものです。一般社団法人CEEジャパンと連携し、経済教育の本場米国から大学教授を招くなど、児童生徒に「考える習慣」を身に付けさせ、「質の高い選択ができる力」を育みます。

R eading Skills (リーディング・スキル)

「ロボットは東大に入れるか?」で有名な国立情報学研究所の新井紀子教授と連携し、リーディング・スキル(基礎的な読む力)についての調査・研究を進めています。リーディング・スキルと学力との関係についての分析を進め、それらを効果的に向上させる指導法の開発など、汎用的スキルである読解力を高めていきます。

RST(リーディングスキルテスト)について

■以下の文を読みなさい。

幕府は、1639年、ポルトガル人を追放し、大名には沿岸の警備を命じた。

(東京書籍 中学校社会科教科書を元に作問)

上記の文が、表す内容と以下の文が表す内容は同じか。「同じ」か、「異なる」の内から答えなさい。

1639年、ポルトガル人は追放され、幕府は大名から沿岸の警備を命じられた。

同じである

**中学生 高校生
約43% 約28%**

OR

異なる **正答**

**中学生 高校生
約57% 約72%**

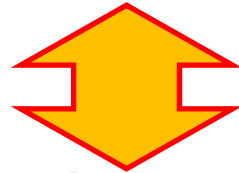


RST(リーディングスキルテスト)とは・・・

- 教科書や新聞、マニュアルや契約書などのドキュメントの意味および意図を、どれほど迅速かつ正確に読み取ることができるかの能力を測定するために国立情報学研究所（研究代表者：新井紀子教授）が考案したテスト。
- 汎用的な基礎的読解力（＝「リーディングスキル」）を測定するテスト
- 主に中学・高校の教科書から抽出した短い文を読んで正確に読み取れるかを測るテスト。
- 小説の主人公の考えを読み取る、詩や俳句の鑑賞などはRSTの対象外となる。

戸田市が目指すのは・・・

すべての生徒が中学校卒業段階で、
教科書を正しく読めるようにする。



読めるようになったかどうか、RSTを用いて評価していく。

AI時代に求められる能力とは何か？

「東ロボ」研究から、AIとの差別化のためには事実について書かれた文を正しく理解できることが必要になることが明らかに
事実について書かれた短い文（ミクロ構造）を正しく理解できることが、長い文（マクロ構造）の理解につながるし、学習や仕事をしていくうえで必須のスキルとなる。

菅原特任研究員より（300806の研修会にて）



RSTの6つの問題タイプ

RSTでは、人間の読解プロセスに着目し、**6つの問題セット**から出題することで、**6つの能力**を測ることができる。

- ① 「係り受け解析 (DEP)」
- ② 「照応解決 (ANA)」
- ③ 「同義文判定 (PARA)」
- ④ 「推論 (INF)」
- ⑤ 「イメージ同定 (REP)」
- ⑥ 「具体例同定【辞書、理数】 (INST)」

① 「係り受け解析(DEP)」

文には、「誰が(何が)」「何を」「どうした」という基本的な構造があります。
文の基本構造を正しく読み解けているかを問うのが、係り受けの問題です。

【例題】 以下の文を読みなさい。

近畿地方を中心に、領主や鎌倉幕府に従わず、年貢をうばう武士があらわれた。

【問】 この文脈において、以下の文中の空欄にあてはまる最も適当なものを選択肢のうちから1つ選びなさい。

年貢をうばうのは () である。

1. 領主

2. 武士

3. 鎌倉幕府

4. 近畿地方

② 「照応解決(ANA)」

文章を書くとき、同じことを何度も繰り返さずに、「それ」や「この」などの指示詞（こそあど言葉）を使って省略することがあります。指示詞を用いなくても通じるときには指示詞を用いずに、ただ省略することもあります。このような省略が何を指しているかを正しく読み解けているかを問うのが、照応の問題です。

【例題】 以下の文を読みなさい。

火星には、生命が存在する可能性がある。かつて大量の水があった証拠が見つかっており、現在でも地下には水がある可能性がある。

【問】 この文脈において、以下の文中の空欄にあてはまる最も適切なものを選択肢のうちから1つ選びなさい。

かつて大量の水があった証拠が見つかっているのは（ ）である。

1. 火星

2. 可能性

3. 地下

4. 生命

③同義文判定（PARA）問題

二つの文が同じ内容を表しているかを判定するのが同義文判定の問題です。

【例題】 以下の文を読みなさい。

先住民だけでは労働力が足りなくなったため、ヨーロッパ人は
アフリカから奴隷を輸入した。

【問】 上記の文が表す内容と以下の文が表す内容は同じか。「同じである」
「異なる」のうちから答えなさい。

アフリカ人だけでは労働力が足りなくなったため、先住民は
ヨーロッパ人から奴隷を輸入した。

同じである

異なる

④推論 (INF) 問題

問題文からどのようなことが言えるのか、言えないのか、論理を用いて正しく判定できるかを問うのが推論問題です。通常のテストと異なるのは、知識の有無を問うているのではない、ということです。

【例題】 以下の文を読みなさい。

エベレスト山の地層から、大昔に生きていた海の生物の化石が見つかった。

【問】 上記の文に書かれたことが正しいとき、以下の文に書かれたことは正しいか。「正しい」、「まちがっている」、これだけからは「判断できない」のうちから答えなさい。

海の生物の化石が山の地層で見つかることはない。

正しい

まちがっている

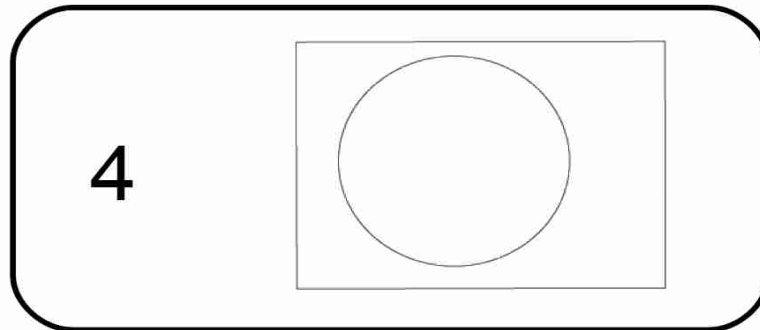
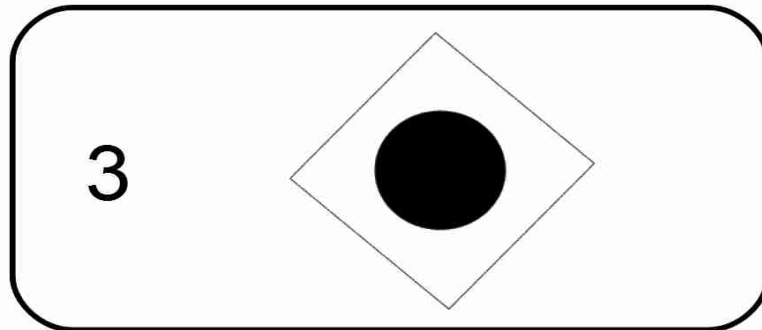
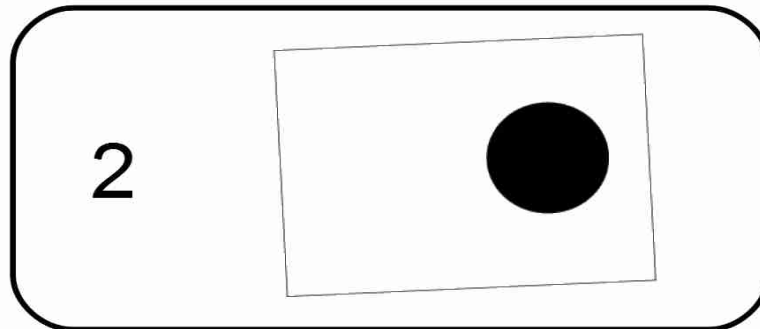
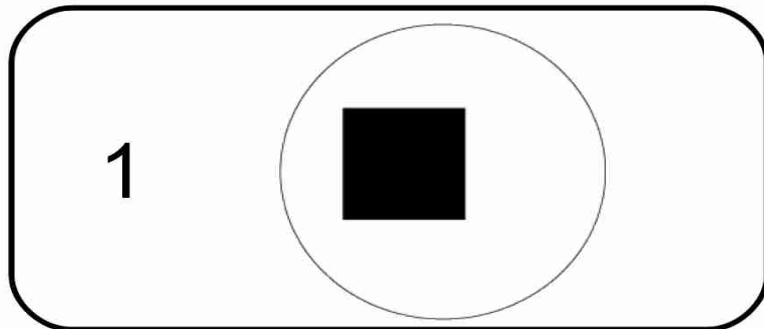
判断できない

⑤イメージ同定 (REP) 問題問題

私たちは「青い海と白い雲」という文章を読むと、広くて青い海や、空に浮かぶ白い雲の様子を思い浮かべます。文章が難しくなったり、不得意な分野のことがらになると、正確なイメージをつかめなくなって、文字面だけを追いがちになります。文章から正しいイメージをつかめるかどうかを問うのがイメージ同定の問題です。

【例題】 下記の文の内容を表す図として適当なものをすべて選びなさい。

四角形の中に黒でぬりつぶされた円がある。





問題例⑥

⑥具体例同定【辞書、理数】（INST）問題

教科書や辞書にはいろいろな言葉の定義が書いてあります。

その定義を読んで、その言葉の正しい使い方を身につけることができるかを問うのが具体例問題です。

【例題】 以下の文を読みなさい。

厳しさや激しさの程度を和らげることや、和らぐことを緩和という。

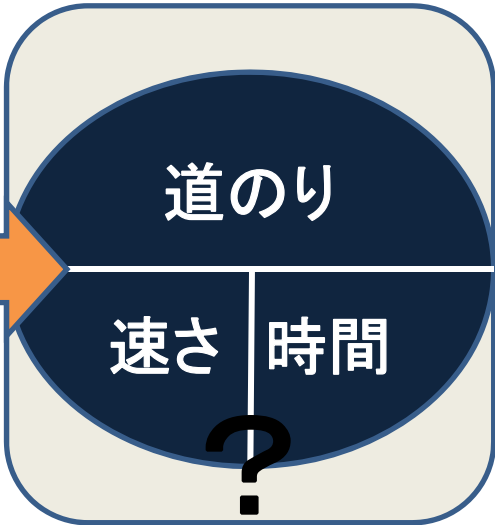
【問】 「緩和」の使い方として適切だと思う例を選択肢の中からすべて選びなさい。

1. 二人はよく口喧嘩をしたが、いつもすぐに緩和した。
2. 薬で痛みが緩和したのか、苦しんでいた患者は静かに寝息を立て始めた。
3. 信号が赤に変わったので、車はスピードを緩和した。
4. 河川の水質緩和のために、下水道の整備などさまざまな対策が取られている。

RSTの視点からの授業改善

2 新幹線のはやて号は3時間に630km走り、のぞみ号は2時間に480km走ります。どちらが速いでしょうか。

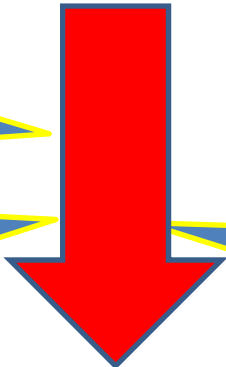
速さの表し方を考えよう。



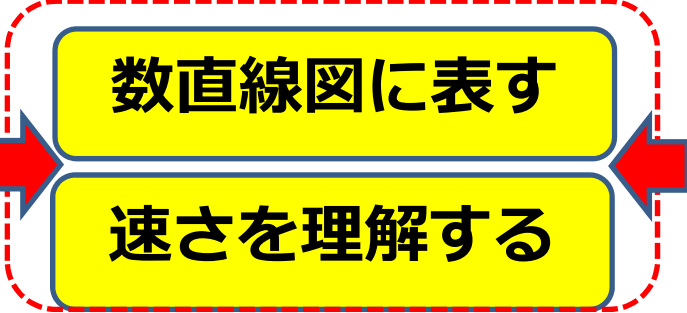
速いってどういうことかな？

走った時間や道のりを比べるにはどうしたらよいのかな？

駅に止まっているときもあるけれど...

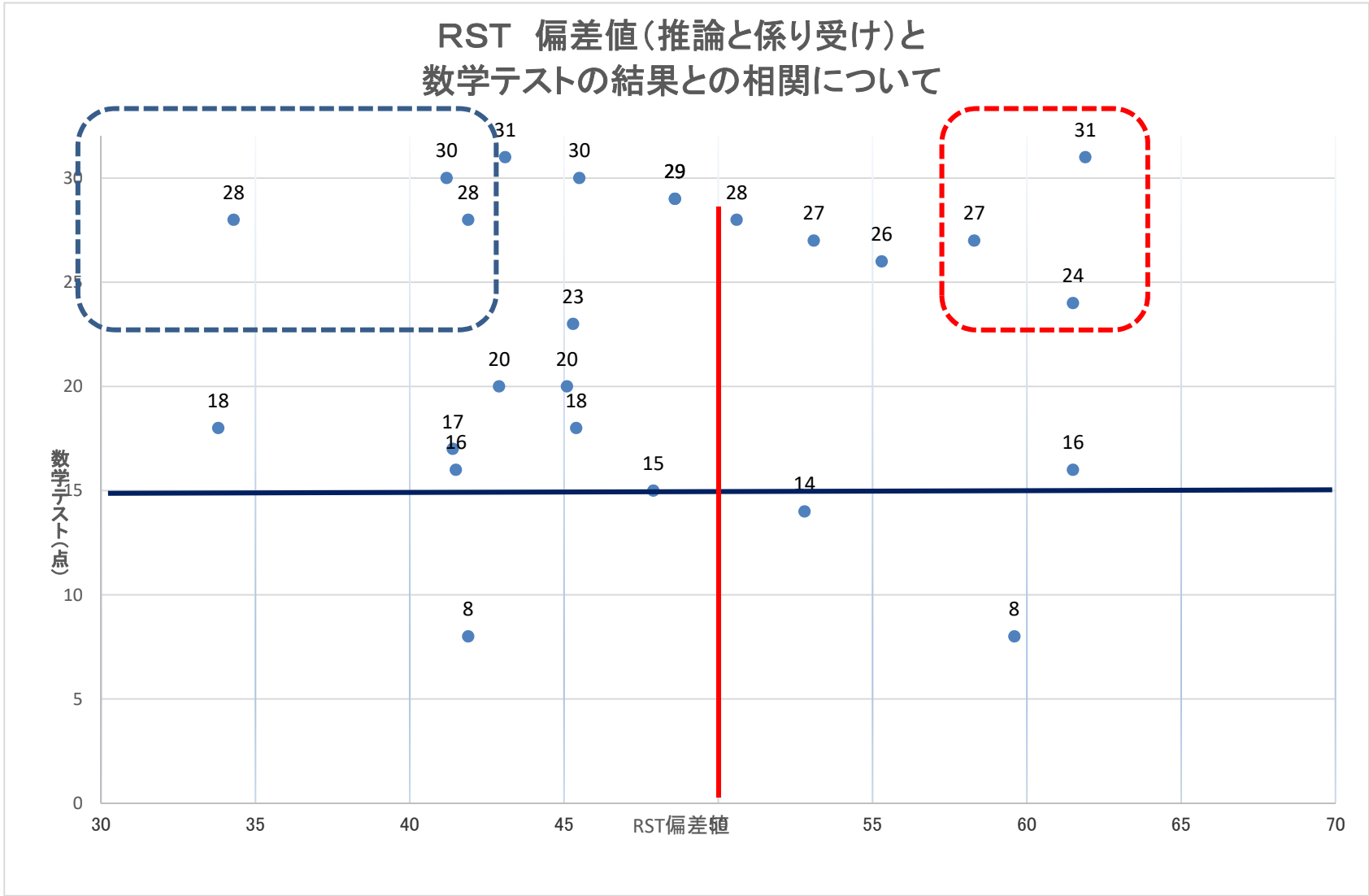


具体例同定 (RS)



イメージ同定 (RS)

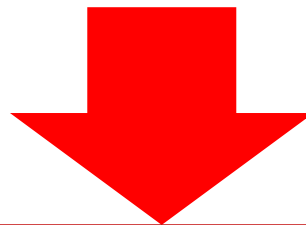
RSTの結果と埼玉県学調との相関関係



具体的な指導方法について…

- 比較的長い文章を読み取り、自分の考えをかく活動を設定する。
- 『条件不足・条件過多』の問題文を提示する。
- 文章を読み取り考えていく過程で、読み取ったことを整理するために、図的表現を用いるようにする。
- 主語が書かれていない文章は、教師が意図的にその文章の主語を問うたり、補うように指示したりする。

『平成29年 戸田市研究集録（p5）より』

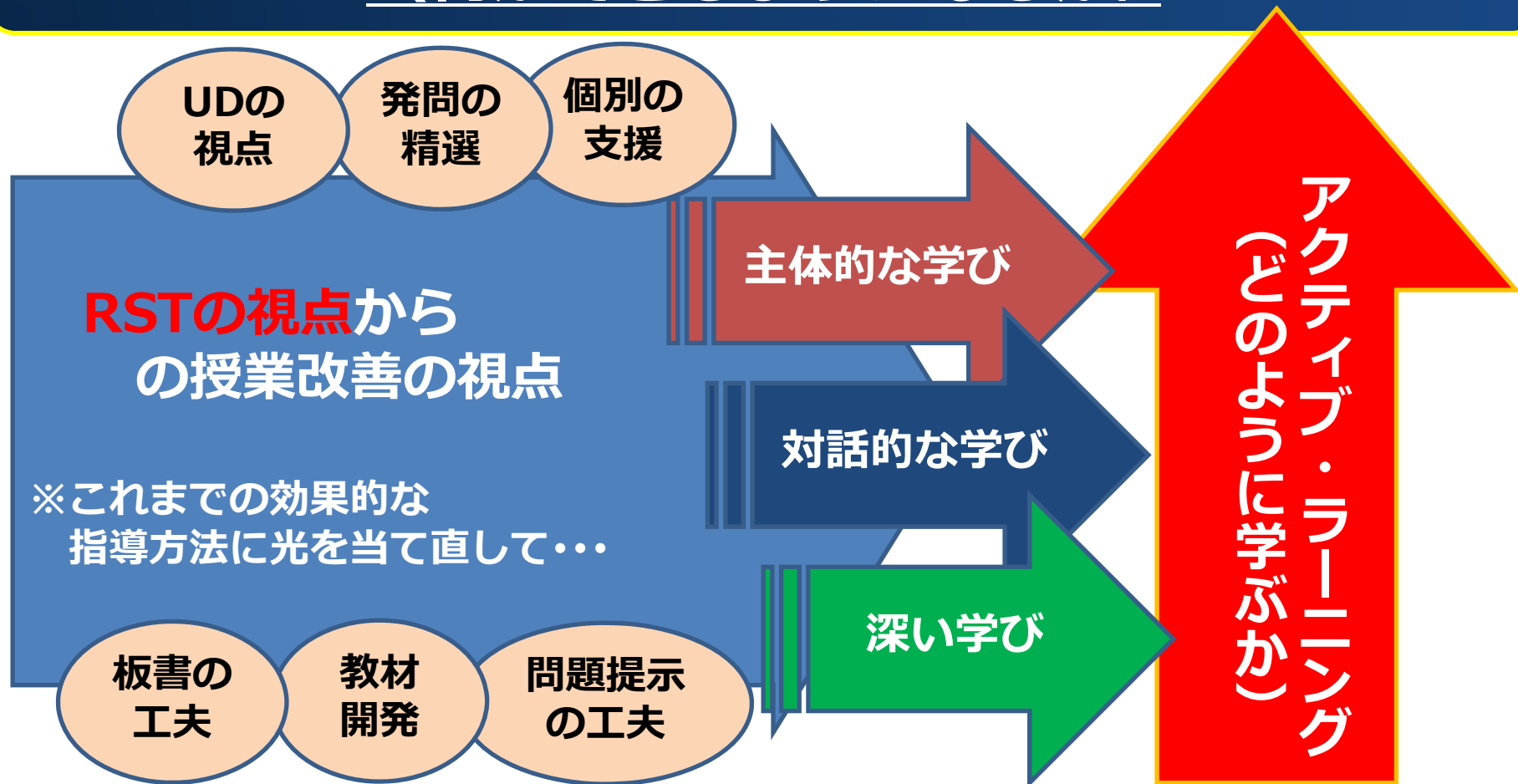


指導のポイント

子供たちが考える機会をより多く設定する。

RSTの視点からの授業改善とは・・・

身に付けるべき資質・能力
(何ができるようになるか)



報告事項

平成30年第12回教育委員会(定例会)

平成30年11月15日(木)

戸田市役所3階 教育委員室

1 報告事項

ページ

- ① 中学校選択制による入学希望校申込状況について…………… 1
(学務課)
- ② 市民企画講座の実施報告について…………… 2
(生涯学習課)
- ③ その他

中学校選択制による入学希望校申込状況について

平成30年10月29日締切

学 校 名	A 通学区域内で 希望した児童数(人)	B 通学区域外から 希望した児童数(人)	C 通学区域外児童 受入定員数(人)	合計希望数(人) A + B
戸田中学校	218	33	25	251
戸田東中学校	124	9	35	133
美笹中学校	123	1	35	124
喜沢中学校	199	14	35	213
新曾中学校	322	17	20	339
笹目中学校	173	32	35	205
戸田中学校 (特別支援学級)	10	0		10
美笹中学校 (特別支援学級)	3	3		6
喜沢中学校 (特別支援学級)	3	0		3
笹目中学校 (特別支援学級)	1	4		5
合 計	1,176	113		1,289

報告事項②

市民企画講座の実施報告について

【目的】

第4次戸田市生涯学習推進計画における「市民の学ぶ力を高めるサポート事業の提供」の一環として、戸田市民大学の充実を図ることを目的に、平成29年度より講座の企画を市民から公募し、市民大学運営委員会で採択された講座を実施している。

今年度は、採択された2企画を市民企画講座として実施した。

【実績】

1 市民企画講座1「心が癒される気づきの心理学入門」

(1) 講師 小宮山 文恵 氏 (心理カウンセラー)

(2) 実績 参加者延べ193名 (講座申込者86名)

回	期日	テーマ	参加者
1	9月1日 (土)	「交流分析について」 エゴグラムというワークを使って、自分の内にある5つの特性を分析して、自分の性格を知り、心のバランスを見ていきます。	71名
2	9月8日 (土)	「アドラー心理学について」 人生を肯定的に生きるために、3つのテーマ(仕事・交友・家族)のワークを使って、前向きに歩むための自分にあった選択肢を見つけていきます。	64名
3	9月15日 (土)	「論理療法について」 自分の非論理的な思考を見つけて取り出すワークを使って、適切な感情と思考を取り戻すことを練習します。	58名

2 市民企画講座2「誰にもやさしい、安心で安全なまちを目指して」

(1) 講師

第1回 戸田市社会福祉協議会・市立地域包括支援センター・
長寿介護課 職員

第2回 障害福祉課 職員

第3回 戸田市国際交流協会 職員

(2) 実績 参加者延べ79名 (講座申込者41名)

回	期日	テーマ	参加者
1	9月29日 (土)	「高齢者への支援」 戸田市の高齢者の現状と地域社会でできることについて	30名
2	10月13日 (土)	「障害者への支援」 戸田市の障害者の現状とさまざまな障害の特性と配慮などについて	27名
3	10月27日 (土)	「外国人への支援」 戸田市の外国人の現状と多文化理解(共生)、外国人に伝わりやすい日本語について	22名